

愛媛県と愛媛県石油商業組合とは、平成17年2月14日及び平成28年12月27日に締結した「災害時における自動車の燃料等の調達に関する協定」の全部を変更し、次のとおり協定する。

変更後の協定は、平成29年3月31日から効力を有するものとする。

## 災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、災害時の対策に必要な自動車の燃料等（以下「燃料等」という。）の調達及び帰宅困難者等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、愛媛県内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、燃料等の調達又は帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）の支援の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する自動車等への燃料の優先供給
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所等のほか、医療機関、社会福祉施設等（各施設が費用を負担することを前提として、甲が特に必要と認めたものに限る。）への燃料の優先供給
- (3) 乙が取り扱う物資（前2号に規定する燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 帰宅困難者等に対する給油所（乙の組合員が営業するものに限る。以下同じ。）の一時休憩所としての開放（水道水、トイレ等の提供を含む。）
- (5) 給油所での帰宅困難者等に対する災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 給油所での傷病者である帰宅困難者等に係る救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項第1号から第3号までに掲げる業務（以下「燃料等調達業務」という。）については、県は、愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請された場合又は支援の必要が認められる場合において燃料等を調達する必要があると認めるときも、乙に対し協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、帰宅困難者等の支援に関し、第1項第4号から第6号までに掲げる業務（以下「帰宅困難者等支援業務」という。）以外の事項についても、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

### （要請の方法）

第2条 燃料等調達業務に係る前条第1項及び第2項の要請は燃料等調達要請文書（別紙1）を、帰宅困難者等支援業務に係る同条第1項の要請は帰宅困難者等支援要請文書（別紙2）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第3条 燃料等調達業務に係る第1条第1項又は第2項の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙3）により甲に報告するものとする。

2 帰宅困難者等支援業務に係る第1条第1項の要請を受けたときは、乙は可能な範囲内において支援を実施するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないとみられるときは、甲の要請を待たずに、帰宅困難者等支援業務を実施するよう努めるものとする。

(燃料等の対価)

第4条 燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づき供給された燃料等の対価及びその運搬費用は、甲（第1条第1項第2号の医療機関、社会福祉施設等に供給した場合にあっては、当該医療機関、社会福祉施設等。次項及び次条において同じ。）が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料等の供給後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

3 帰宅困難者等支援業務の実施に要した費用は、当該業務を実施した者が負担するものとする。

(代金の支払)

第5条 甲が供給を受けた燃料等の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づく燃料等の供給に際し、やむを得ない事由が発生したことにより供給を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(協力体制の構築等)

第7条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、平常時から防災に関し、必要な対策について協議し、その実施等について協力するものとする。

2 乙は、この協定に基づいて燃料等を供給することができる県内の給油取扱所の一覧（別紙4）を作成し、この協定の成立の日及び記載内容に変更があった場合に、甲に報告するものとする。

3 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

4 甲は、災害時等に乙が燃料等の供給能力を十分に発揮できるよう、内閣が閣議決定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に留意するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成17年2月14日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月31日

松山市一番町4丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時 広

松山市愛光町1番24号  
乙 愛媛県石油商業組合  
理事長 三原 英 人